

新規就農支援制度の一覧

事業名	概要	対象者・条件	支援措置の内容
農業体験バスツアー	就農を希望する者、就農に関心のある者を対象として、先進農業者の経営視察、簡易な農業体験、新規就農者の体験談の説明等を行う農業体験バスツアーを実施する。(年2回)	・山形県での新規就農希望者又は農業研修希望者等	・視察・作業体験先及び就農事例紹介者への謝金 ・参加費用の一部を助成
農業短期体験プログラム	就農の意思決定を促すため、先進農業者宅に民泊又は日帰りにより、農業体験や農業体験に関する指導・助言を受ける短期研修を実施する。(1日から1週間以内)	・山形県での就農に関心のある他産業従事者、学生等。	・短期研修受入れ農業者に対して参加者1人当たり100千円までの謝金 ・参加者に係る傷害保険の助成
実践農業研修事業	新規就農希望者を雇用し、生産技術、経営管理技術を習得させるとともに、就農のための農地の確保等に協力する農業法人、先進農業者に対して研修経費の一部を助成する。	・山形県内において自立就農を希望する者、又は独立経営を目指し農業法人等への就職を希望する者	・研修受入農業者等が1年間、研修生を従業員として雇用し、賃金を支給(労働保険加入) ・研修生受入れ農家に賃金の2分の1の額を助成する。
海外研修支援事業	知事の推薦を受け、社団法人国際農業交流協会が派遣する農業経営に関する国外長期研修(概ね1年以上)に対して助成する。	・山形県内において農業に従事するか、又は従事しようとする青年等 ・将来の経営開始を目的とした研修を受ける者	・海外研修往復旅費 ・研修費、研修派遣事務委託費等 ・助成額25万円
新規就農条件整備支援事業	新規就農者が、新たに経営開始(部門開始を含む。)する際に整備する機械・施設に対し助成する。	・平成21年6月1日から平成22年3月31日までに営農開始した方で、40才以上65才未満の方 ・認定就農者又は認定就農者に準ずる者として営農計画の認定を受けた方	・申請者の農業経営において、就農計画に即した機械・施設等の購入費用 ・事業費の1/3又は200万円のいずれか低い額
新規就農定着サポート事業	新規参入者に対する営農費用(種苗費、肥料費等)の助成を行うとともに、その者に対し営農活動及び経営について助言する定着支援アドバイザーを設置する。	・平成21年6月以降に営農開始した方又は平成22年9月30日まで営農開始を予定している方 ・新規参入者 ・認定就農者	・所得税の申告上、必要経費として算入できる費用(減価償却費を除く) ・新規参入者 36万円×5年 ・アドバイザー 1年目10万円、2年目5万円
就農支援資金貸付事業	認定就農者等が就農の準備や農業経営開始のために必要とする技術習得等に要する資金の貸付を行う。	・認定就農者 ・認定農業法人等	・農業大学校等における研修費 ・就農に必要な移転やその他事前活動に要する経費

平成22年度 新規就農支援施策の概要

(H22.4.1)

県

(財)やまがた農業支援センター

山形県農業会議

その他

農業経営課

総合支庁(普及課・振興課)

農業大学校

新規就農相談センター事業
(財)やまがた農業支援センターが運営

就農パンフレットのPR資料作成、配布、
ホームページの更新

やまがた農業体験バスツアー
Uターン・新規参入希望者等を対象にしたほ場視察、農作業体験(2回)

就農相談会への参加
首都圏での「新・農業人フェア」等

就農相談の実施

無料職業紹介活動
求人情報収集活動、求人・求職PR資料作成

やまがた農業短期体験プログラム

進路決定前の学生、他産業従事者が農業者のアドバイスにより農作業を体験。
・希望のプラン作成、適性を検証
・標準=3泊4日、60人(予定)

就農支援資金(就農研修資金)

使 途: 農業大学校、先進的農家、普及員・指導、農業者等の指導研修等
の研修費
金 利: 無利子
限度額: 農業大学校等5万円/月、先進農家等15万円/月
指導研修200万円
償還期限: 7~12年以内(据置2~4年以内)
対 象: 認定就農者、認定農業法人

実践農業研修事業

農業法人・先進農家での技術習得研修。関係機関が農地確保等へ協力。
研修中: 20名(4月開始、9月開始各10人)
期間: 1年間(6か月の延長可能)
研修生を受入農家等が雇用し、給与を支給。労災保険に加入して実施。
受入農家へ研修助成(上限63千円/月)

就農支援資金(就農準備資金)

使 途: 就農先調査旅費、住居移転費等
金 利: 無利子
限度額: 200万円
対 象: 認定就農者、認定農業法人

海外研修派遣事業【基金】

国外研修に要する往復旅費、研修費等に対する助成(上限: 25万円)

農業インターンシップ
・主催: 全国農業会議所
・県内で実施する場合の事務

「新・農業人フェア」及び「ふるさと帰郷フェア」
・主催: 全国農業会議所(新規就農相談センター)
・東京、大阪など8回程度開催

農業インターンシップ
・主催: 全国農業会議所
・全国農業法人協会加盟の法人で2週間以上、1週間単位
で最長1ヶ月の職場体験(県内7法人)
・参加者負担金1万円/週(学生は無料)
・傷害保険料を助成
・参加2週間以上の場合受入法人へ1人当たり2万円を助成

就農準備校
・東京、水戸、埼玉、八ヶ岳、名古屋、大阪、福岡校
・E-mailコース、農業e-ラーニング講座
・農業一般、野菜、花き、有機農業コース

農業者大学校(農研機構)
・2年制、定員各40人、茨城県つくば市。

農の雇用事業
・主催: 全国農業会議所(全国新規就農相談センター)
・農業法人等が就農意欲のある者を研修対象として受け入れ、OJT研修を行う(最長12ヶ月)
・全国で1,400人を募集(H22)
(20年度補正: 1,000人、21年度補正: 2,000人)
・助成額: 研修費用として1ヵ月9万7千円を上限に助成

農業経営継承事業
・主催: 全国農業会議所(全国新規就農相談センター)
・後継者のいない農業経営者のもとで6~12ヶ月の研修。
・研修期間中、経営移譲者に月額9万円を助成。

国内先進地留学研修
主催: 全国農村青少年教育振興会

農業研修生海外派遣事業
主催: 国際農業者交流協会

就 農

就農支援資金(就農施設等資金)

使 途: 機械購入、施設整備、種苗・肥飼料の
購入、修繕、リース料等
金 利: 無利子
融資限度: 2,800万円及びそれを超える額につ
いては900万円、(青年) 又は必要な
資金の額の1/2のいずれか低い額
償還期限: 12年以内(据置5年以内)
対 象: 認定就農者、認定農業法人
窓 口: JA

農業士による実践指導
(農業技術普及課)

農業経営実践講座【国庫】
(農業技術普及課)

新規就農者等集中技術・営農支援
(農業技術普及課)

① 定着期の新規就農者への支援
・経営実態調査、中長期計画作成支援
・各種研修会の開催
② 地域集団指導活動への支援
・法人等への新規就農者受入指導
・新規参入に係る優良事例調査

農業青年クラブの活動支援
(農業技術普及課)

農業機械安全使用研修

①トラクタ運転技能研修
(年2回、定員20人)
②農業機械メンテナンス研修
(年2回、定員20人)
③車両系建設機械運転技能研修
(年1回、定員20人)
④溶接技能研修
(年2回、定員各20人)
⑤農業機械操作技能研修
(年2回、定員20人)

新規就農条件整備支援事業

機械・施設等整備の初期投資経費への助成
・補助率: 1/3以内、上限200万円
・対象者: 40歳以上65歳未満で認定就農者

新規就農定着サポート事業

新規参入者の営農費用の一部を助成するとともに、日常的に営農活動の
アドバイスを行う支援アドバイザーを設置
・助成額: 新規参入者年額36万円(5年間)
定着支援アドバイザー1年目10万円、2年目5万円
・対象者: 新規参入者である認定就農者

【国】経営体育成交付金(新規就農者補助事業)
機械・施設等整備の初期投資経費への助成
補助率: 1/2以内、上限400万円
対象者: 認定就農者

【農協等】農業近代化資金
住宅の取得・改良、面積拡大による初期投資、苗購入、
農機具の賃借権の取得等
金利: 1.70%(H22.3.18)
償還期限: 15年以内(据置3年以内)
限度額: 1,800万円

【日本政策金融公庫】経営体育成強化資金
農地の取得・改良、面積拡大による初期投資、苗購入、
農機具の賃借権の取得等
金利: 1.70%(H22.3.18)
償還期限: 25年以内(据置3年以内)
限度額: 1億5千万円

凡 例

農業経営課予算 生産技術課予算 他団体の主催事業
農政企画課予算 支援センター独自予算

理解推進層

就農潜在層

◎職業選択の動機付け

新規

就農準備段階

◎農業基礎技術の習得

◎就農計画の策定

就農初期段階

◎就農計画の実行

◎営農技術の実践